

(2)四月九日、午前午後、二回及四月十日午前、三回に涉り勞資交渉ヲ重ネタルカ(第三回後会社側ハ代理人トシテ六車正良)會社側ニハ何等ノ對策定見ナク或ハ全賃ノ復職ヲ承認シ或ハ之ヲ取消ス等ノ事ヲ繰返シツ、アリタルカ四月十日午後六時ヨリ第四回ノ交渉ニ入り折衝ノ結果、午後八時別記遺書ノ條件ヲ以テ解決セリ

別記

遺書

森紙業協同組合會社對從業員間、折衝紛議ハ今般勞資交渉ノ結果左記條件ヲ以テ圖畫解決セリ、依テ茲ニ覺書參通ヲ作成シ當事者双方並ニ立会人各處通之レテ保持スルモノトス

記

- 一 會社ハ休業言渡從業員二十二名ヲ復職セシムルコト
但シ準備、都合上四月十五日ヨリ就業セシムルコト
 - 二 會社ハ採用後二月以上経過セル從業員ニシテ日給四十錢ノ者ニ對シ日給五錢ノ値上ヲナスコト
但シ現日給四十五錢未満ノ者ニ對シテハ四十五錢ニ値上ケスルコト
 - 三 會社ハ全圖ノ紛議費用トシテ金壹拾(金四十円也)ヲ支給スルコト
- 昭和十年四月十日

森紙業協同組合會社代表

六車正良 (印)

從業員代表

佐藤公平 (印)